

糸魚川市入札監視委員会の概要

1 設置目的

糸魚川市の入札及び契約手続における透明性及び公正性の確保を図るため。

2 所掌事務

- (1) 市が発注した工事等について、入札及び契約手続の運用状況等の報告を受け
ること。
- (2) 市が発注した工事等のうちから案件を抽出し、入札及び契約手続の方法等
について審議を行うこと。
- (3) その他市長が必要と認めた事項について審議を行うこと。

3 組 織

委員会は、委員5人以内で組織する。

4 任 期

2年（令和4年6月1日から令和6年5月31日まで）

5 会 議

- (1) 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- (2) 委員会は、概ね4か月に1回、年3回開催する。
- (3) 会議は、原則として公開で行い、会議録は、市ホームページに掲載する。

6 審議の対象とする案件

- (1) 予定価格が130万円を超える建設工事
- (2) 予定価格が50万円を超える建設コンサルタント等業務

7 守秘義務

委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後
も同様とする。